

由利本荘市新商品等展示会出展支援事業補助金交付要綱

	平成25年3月15日
改正	平成26年3月31日
改正	平成27年4月1日
改正	平成28年3月31日
改正	平成29年3月31日
改正	平成30年3月31日
改正	平成31年4月1日
改正	令和2年4月1日
改正	令和3年4月1日
改正	令和4年4月1日
改正	令和5年4月1日
改正	令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、新たに開発した商品等及び県指定伝統的工芸品の販路拡大などを目指し、展示会又は見本市などへ出展する事業者に対して補助金を交付することにより、地域事業所の活性化及び地域の伝統的工芸品の振興を図ることを目的とする。

(助成対象要件)

第2条 この要綱による補助金を受けることができる者は、由利本荘市内に事業所又は工場をおく事業者若しくは市内事業者が連携して組織した任意団体で、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 由利本荘市内で、1年以上事業活動を行っていること。
- (2) 自ら開発した製品（技術的なものを含む）の販路拡大のためであること。
- (3) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人でないこと。

2 前項の第1号又は第2号の要件を満たさない場合であっても、出展により本市の地域活性化や雇用創出が図られると市長が認めたときは、交付対象とすることができる。

(補助対象展示会等)

第3条 この要綱による補助対象となる展示会等は、次のとおりとする。

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに開催されるもの
- (2) 販路拡大と地域産業の振興につながるものであること。
- (3) 申請者又は申請者の属するグループで開催するものでないこと。

(補助金額等)

第4条 補助の対象は、市外で開催される展示商談会及び見本市等に出展する際の経費とし、補助対象経費区分、補助対象経費項目及び補助金額算定基礎は別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、前項に定める経費等の2分の1を上限とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額の上限は1事業あたり10万円とし、予算に定める範囲とする。

(助成金の申請等の手続き)

第5条 この要綱による当該助成金に係る手続きについては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年由利本荘市規則第41号）に定めるところによる。

(補助事業の期間)

第6条 補助事業の期間は、令和7年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費区分	補助対象経費項目	補助金額算定基礎
庁費	出展料、出展小間料、小間の装飾代及び工事代、備品使用料、搬送費等の展示場等の設置に要する経費	主催者及び業者に直接支払った額
旅費	参加社員の交通費（鉄道・飛行機・長距離バス・レンタカー、高速代） 参加社員の交通費（ガソリン代）	